

5年の在留資格創設へ

外国人材、受け入れ拡大

政府は5日の経済財政諮問会議で、外国人労働者の受け入れ拡大策の原案を示した。一定の技能水準を持つ外国人と技能実習を修了した人を対象に、5年を上限とする新たな在留資格を創設する。早ければ秋の臨時国会に出入国管理・難民認定法の改正案が提出され、2019年4月から実施される。(榎戸新)

拡大策は、経済財政の方針に盛り込まれ、人材不足によって産業運営の基本指針「骨太」の「少子高齢化に伴う」界の成長にブレーキが

かかることを懸念する。

安倍晋三首相は同日の諮問会議で、「一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを早急に構築する」と述べた。

一定の技能水準は、業種ごとに適切に働ける知識や技術を問う試験で判定し、合格者に在留資格を与える。

業種は人材確保や生産性の向上に取り組んでもなお人材が不足する分野とし、介護、農業、建設、宿泊、造船が想定されている。政府は各業種に共通する基本指針を策定する。それに基づいて法務省と各省庁が業種ごとに受け入れ方針を決め、試験を実施する。日本語能力は原則、N

4 (基本的な会話ができる) 相当を求める。一方、技能実習では3年または5年修了していれば、一定の技能水準と日本語能力があるとみなし、試験を免除する。技能実習から移行すると最長で10年日本で働けることになる。

また、現行の技能実習では入国1年後にN3 (日常的な会話ができる) を取得できないと帰国しなければならぬが、引き続き在留できる仕組みを検討することも明記された。今回の在留資格は、これまでと同様に、移民政策とは異なることを明確にし、家族の帯同は認めない。ただし、

例えば介護福祉士を取得するなど高い専門性が認められれば、5年の在留期間をなくし、家族が帯同できる仕組みを検討する。そのほか、外国人の増加を見込んだ生活環境の整備、悪質業者の排除や日本語教育の充

実に取り組むことなども明記された。